

令和5年度 集団指導

「高齢者虐待防止について」

長崎市

高齢者すこやか支援課

(高齢者虐待対応の根拠法)

「高齢者虐待防止法」 (平成18年4月施行)

※正式名称は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

(目的)

- ・ 高齢者虐待の防止→高齢者の権利利益の擁護

(特徴)

- ・ 虐待の恐れがある段階から対応
- ・ 養護者に対する支援
- ・ 行政と地域包括支援センターが中心となり、支援関係者でチームとして対応する

◆高齢者虐待の定義

養護者による高齢者虐待 及び

養介護施設従事者等による高齢者虐待

養護者とは…

日常的に世話をしている家族、親族、同居人
など高齢者を現に養護している者

養介護施設従事者等とは…

老人福祉法、介護保険法に定める養介護施設、
事業所の業務に従事する者

◆ 養介護施設従事者等の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

(高齢者虐待防止法第2条)

◆皆さんに関係する主な条文(抜粋)

- ① 早期発見(第5条)
- ② 通報(第7条、第21条)
- ③ 養介護施設の設置者・養介護事業者の責務
(第20条)

① 早期発見(第5条)

養介護施設や病院の従事者や医師、保健師、弁護士など、業務上または職務上、高齢者に関係する者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない

皆さんは世帯の状況を把握できる立場にあります。

「何かおかしい」と感じたら、まずは他の支援関係者とその情報を共有してみましょう！

虐待でなくても、別の問題を抱えているかもしれません。できるだけ多くの目で状況を確認しましょう。

② 通報(第7条、第21条)

(養介護施設従事者等)

働いている施設等で虐待されていると思われる高齢者を発見した場合は、重大な危険の有無に関わらず、通報義務が生じる。

(養介護施設従事者等 以外)

生命または身体に重大な危険 ⇒ 通報義務

それ以外 ⇒ 通報努力義務

通報を理由とした解雇または不利益な取り扱いが禁じられています。

匿名でも構わないので、後悔のないよう、勇気をもって通報しましょう。

③ 養介護施設の設置者・養介護事業者の責務 (第20条)

- ア 養介護施設従事者等への研修の実施
- イ 利用者や家族からの苦情処理体制の整備
- ウ その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる

養介護施設従事者等による虐待は、信用を大きく失うため、事業運営にも大きく影響します。

事業所の管理者の皆さんは、定期的に職場の体制や労働環境を見直しましょう。

★高齢者虐待防止への取組みについて

令和3年3月19日介護保険最新情報Vol.945

介護保険法施行規則第140条の63の6

「第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について」

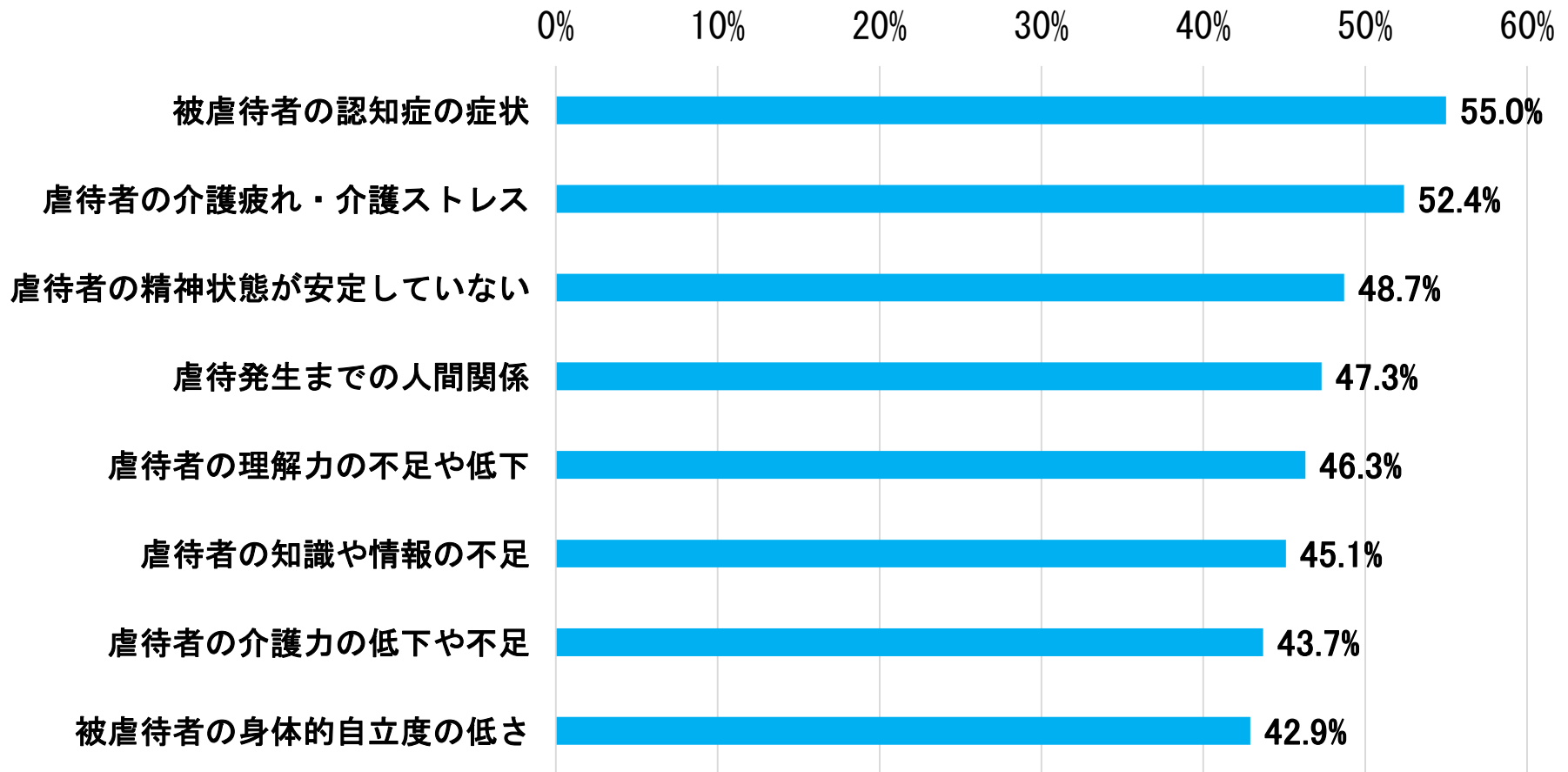
高齢者虐待の防止、早期発見、再発防止のため、令和6年4月1日より、介護サービス事業所に対し以下の事項を実施することが義務化されます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- ② 虐待の防止のための指針の作成及び充実
- ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の選任

高齢者虐待が発生する要因

虐待の発生要因 (養護者による虐待)

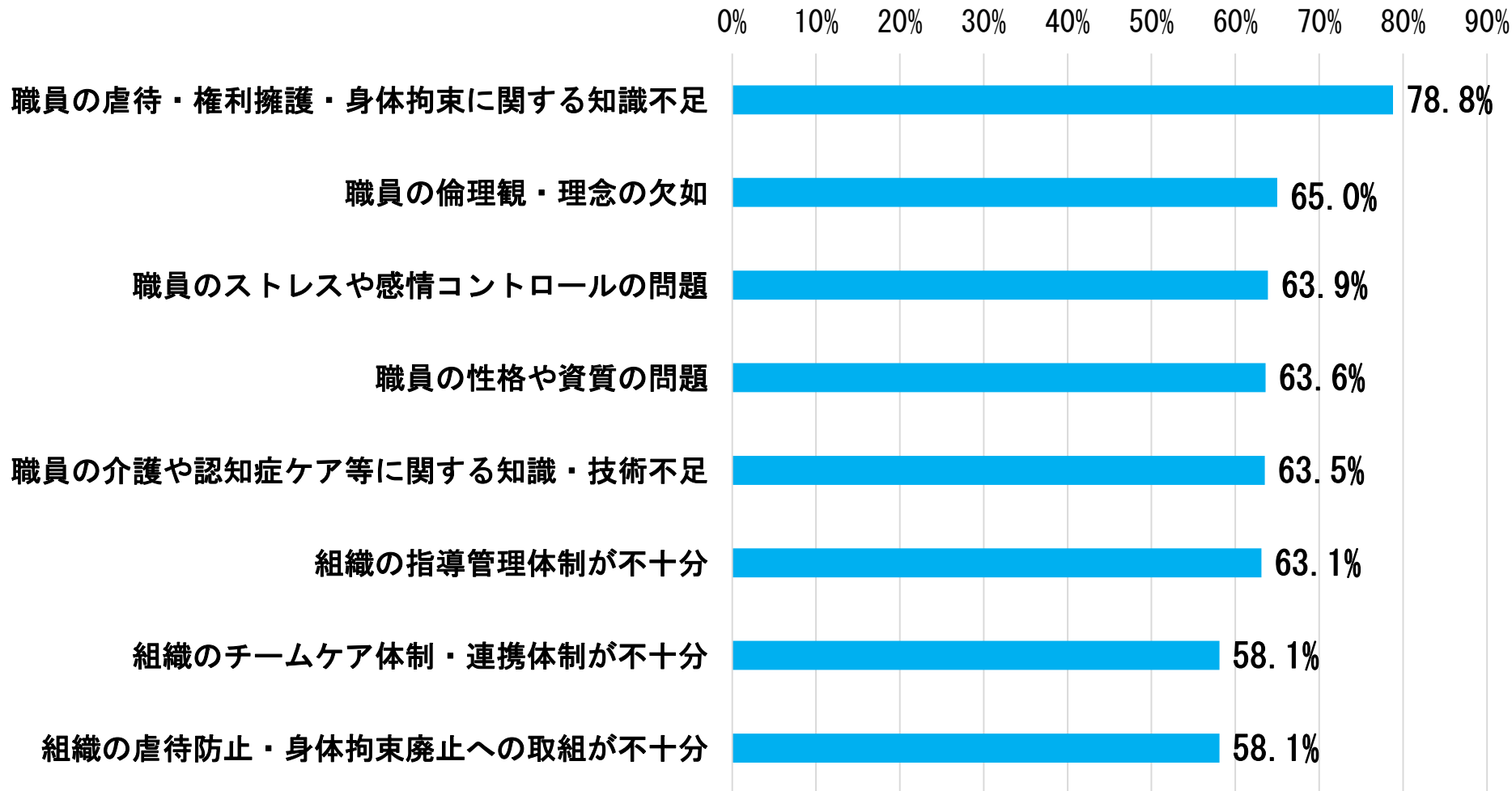
※上位のみ抜粋



(複数回答) R3年度 n=16,426

虐待の発生要因 (養介護施設従事者等による虐待)

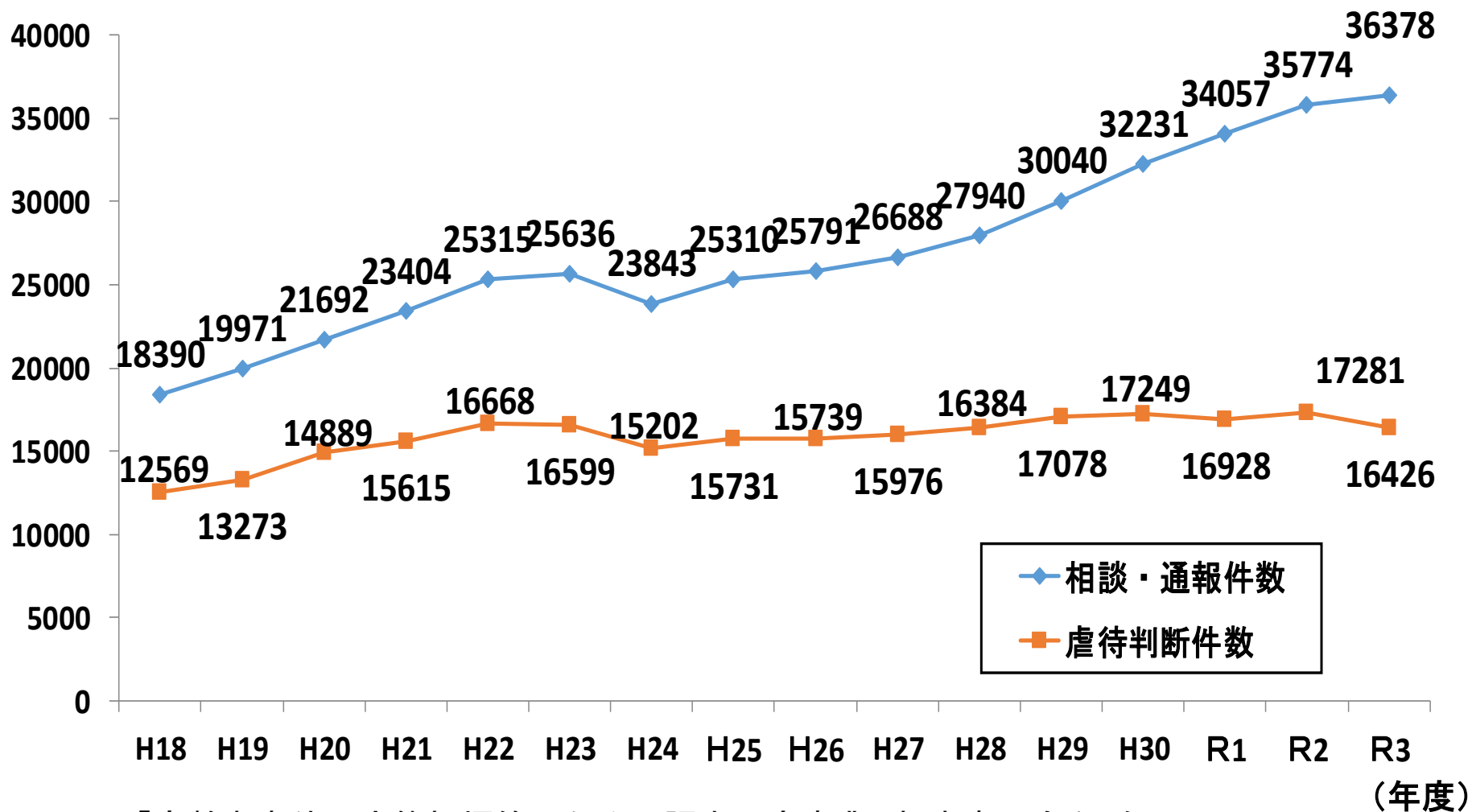
※上位のみ抜粋



(複数回答) R3年度 n=8901

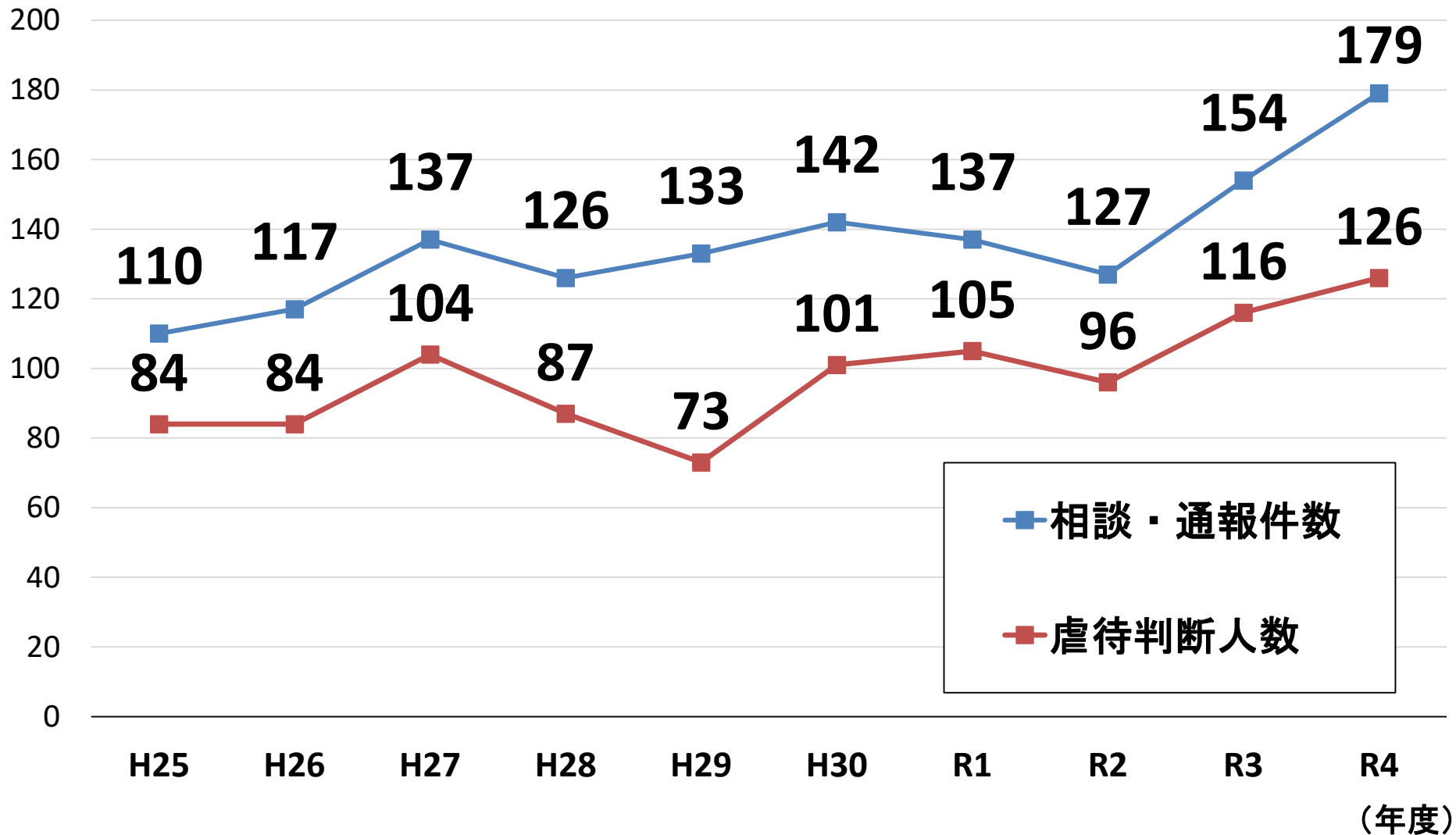
高齢者虐待の実態

養護者による高齢者虐待相談・通報件数 (全国)



「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」(令和5年3月) より

養護者による高齢者虐待相談・通報件数 (長崎市)



相談・通報者の内訳

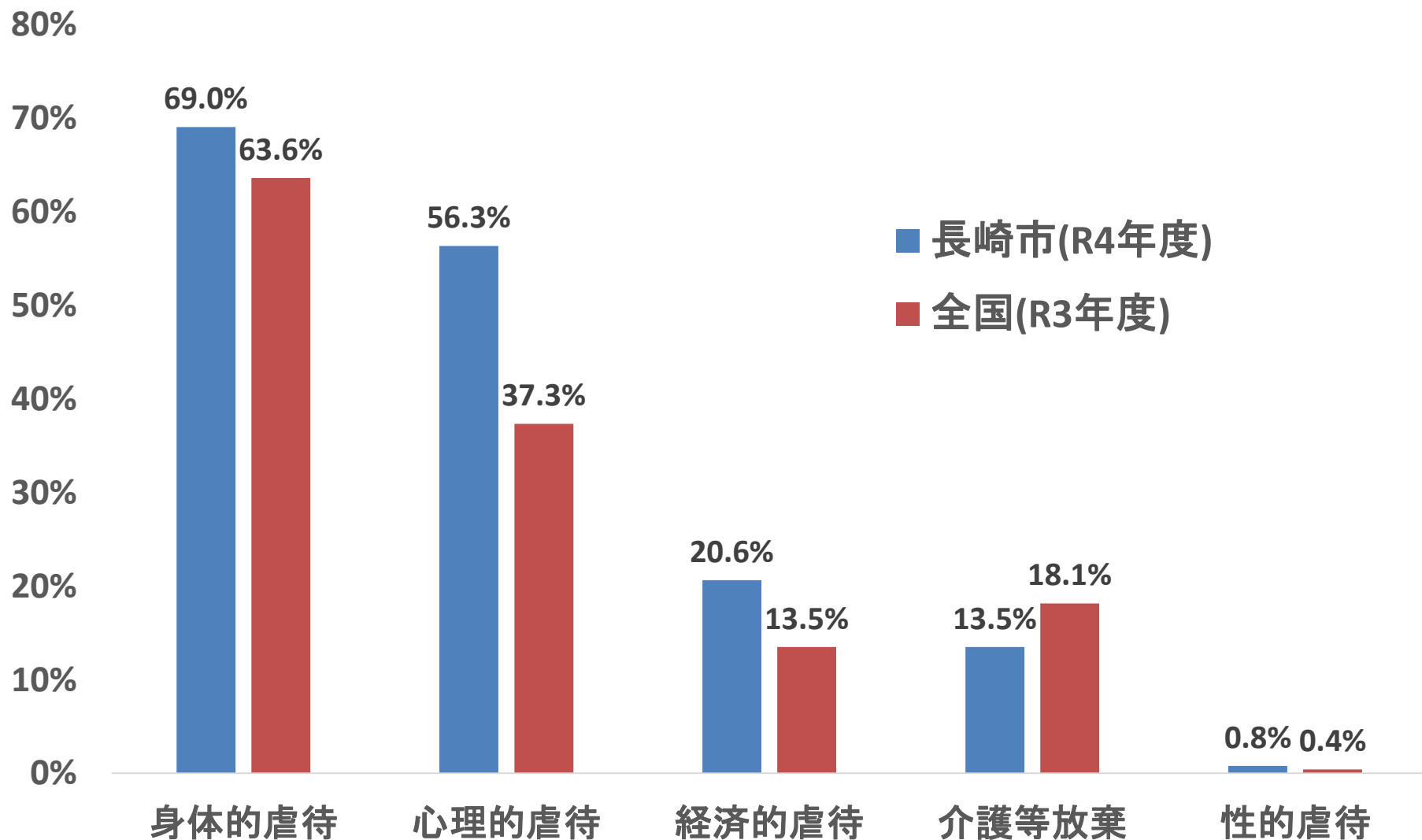
	1位	2位	3位	4位	5位
長崎市 (R4年度)	介護支援 専門員 (42.7%)	家族・ 親族 (14.6%)	警察 (9.9%)	医療機関 従事者 (9.4%)	被虐待者 本人 (5.2%)
全国 (R3年度)	警察 (32.7%)	介護支援 専門員 (24.9%)	家族・ 親族 (8.0%)	その他 (7.0%)	被虐待者 本人 (5.8%)

虐待者の続柄

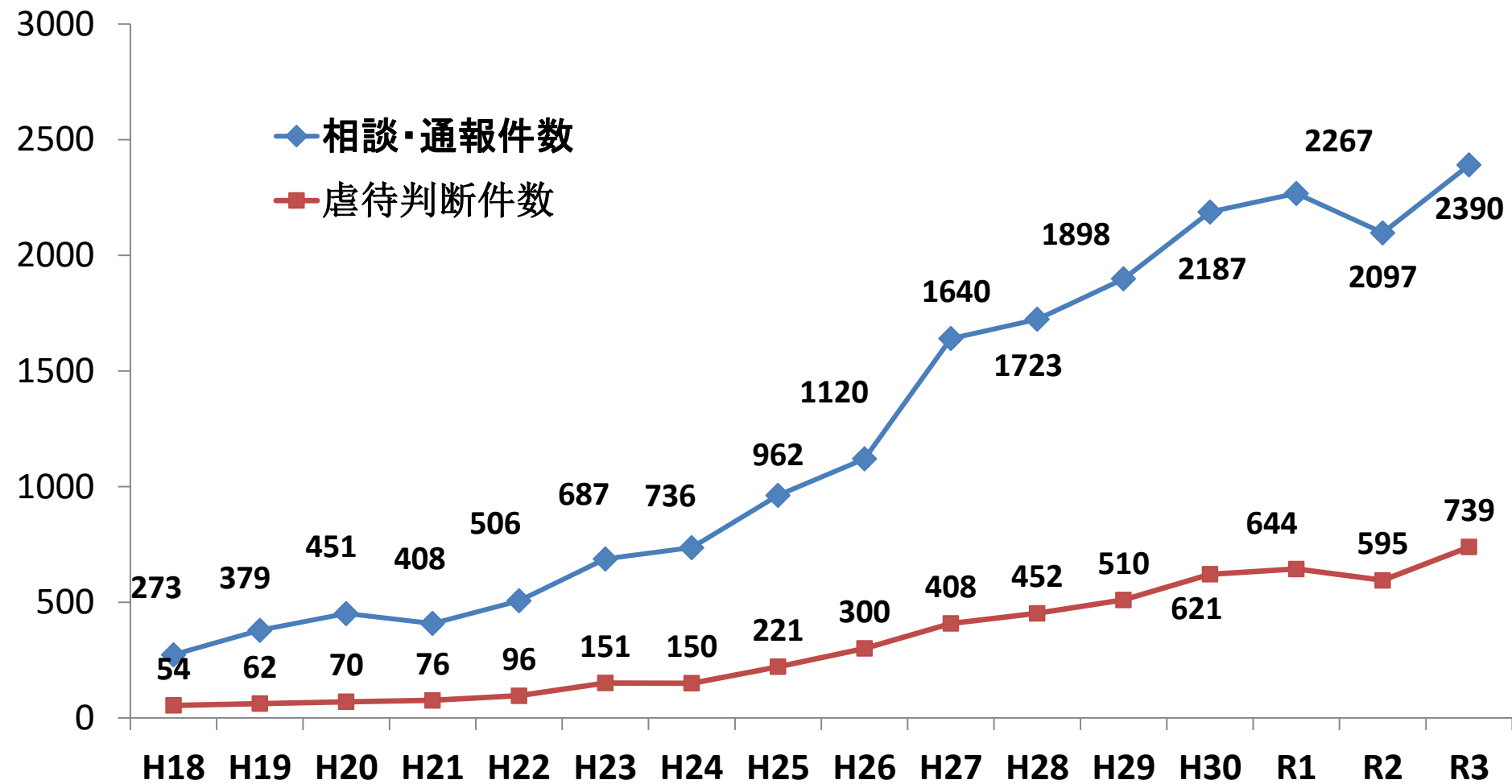
	1位	2位	3位	4位	5位
長崎市	息子 (38.5%)	夫 (24.6%)	娘 (20.8%)	妻 (5.4%)	兄弟姉妹 (4.6%)
全国	息子 (38.9%)	夫 (22.8%)	娘 (19.0%)	妻 (7.0%)	その他 (3.4%)

「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」(令和5年3月) より

虐待類型別の全国との比較(複数回答)



養介護施設従事者等による高齢者虐待相談・通報件数 (全国)



「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」(令和5年3月) より

養介護施設従事者等による 高齢者虐待相談・通報件数(長崎市)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談・通報 件数	8	7	19	18	23
虐待判断 件数	4	1	0	3	1

(虐待判断件数の事業所内訳)

H30年度: ショートステイ、グループホーム(2件)、福祉用具

R元年度: 介護老人保健施設

R 2年度: なし

R 3年度: グループホーム(2件)、ショートステイ

R 4年度: 介護老人保健施設

長崎市の相談・支援体制

長崎市の相談・支援体制

発見者

通報 ↓ 相談

養護者

通報 ↓ 相談

被虐待高齢者

届出 ↓ 相談

(養護者による虐待)

○地域包括支援センター(市内20か所)

○長崎市 各総合事務所地域福祉課

高齢者すこやか支援課

(養介護施設従事者等による虐待)

○長崎市 福祉総務課

↓ 事実の確認・調査

長崎市による虐待の有無の判断



支援関係者による適切な支援策の検討

- 継続的な見守り
- 養護者への支援(生活困窮や養護者自身の疾患等)
- 在宅サービスの利用(介護保険サービスや配達サービス等)
- 施設サービスの利用(特養やグループホーム等)
- 老人福祉法によるやむを得ない事由による措置



支援の実施

長崎市の高齢者虐待防止への取組み

(市民向け)

- ・高齢者虐待相談電話を設置し、24時間体制で相談受付
(夜間、祝休日はあじさいコールで対応)
- ・**家族介護教室の開催**
- ・地域包括支援センターによる地域の集まりでの講話
- ・高齢者虐待防止パンフレットの配布

(関係者向け)

- ・高齢者虐待防止ケアマネジメント研修会の開催
- ・権利擁護事例検討会の開催
- ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催

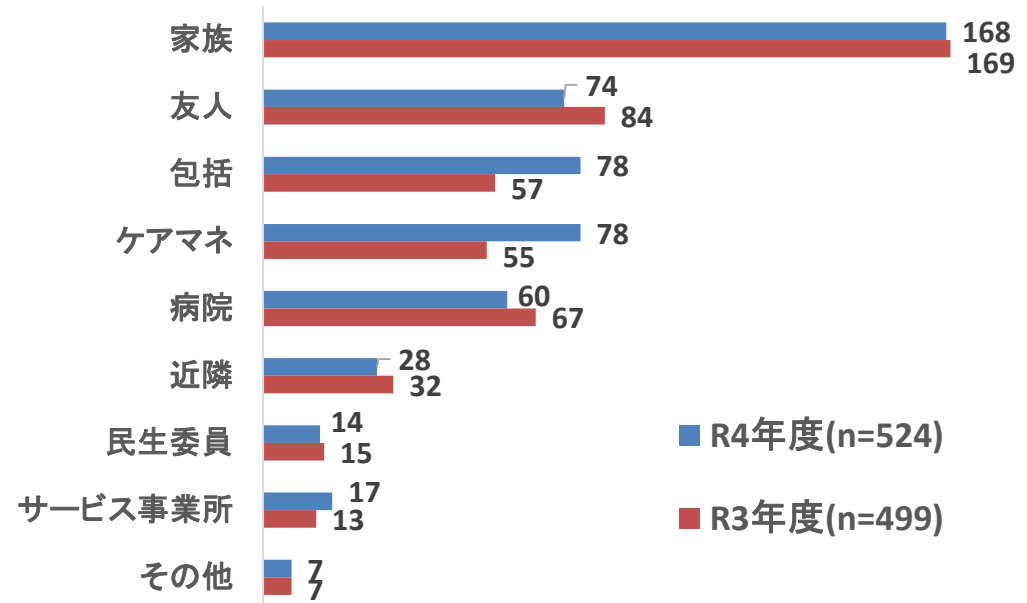
長崎市で実施している「家族介護教室」

(内 容) 家族介護者などに対して、介護の知識や技術の習得、介護相談、介護者同士の交流・介護リフレッシュの機会として家族介護教室を実施し、在宅で安心して介護ができるよう支援する。

令和4年度の開催状況 (人)

包括名	回数	参加者数 (実)	参加者数 (延)
東長崎	2	19	19
日見・橘	2	16	16
桜馬場	2	5	5
片淵・長崎	2	20	25
大浦	2	20	22
江平・山里	2	6	6
西浦上・三川	3	10	17
緑が丘	2	30	30
淵	2	14	14
小江原・式見	1	7	7
西部	2	12	14
岩屋	2	32	43
滑石・横尾	3	19	25
三重・外海	2	9	15
琴海	1	21	21
小島・茂木	4	17	20
戸町・小ヶ倉	2	21	21
土井首	1	27	27
深堀・香焼	2	16	17
南部	3	15	17
R4年度 合計	42	336	381
R3年度 合計	35	284	358

参加者の相談相手(重複有) (人)



〈講話の様子〉



〈介護者のリフレッシュの様子〉

長崎市地域包括支援センター (担当地区)	所在地	電話番号
東長崎地域包括支援センター (東長崎中学校区)	田中町888	813-8060
日見・橘地域包括支援センター (日見・橘中学校区)	かき道2丁目1-2	801-2037
桜馬場地域包括支援センター (桜馬場中学校区)	古川町8-15磨屋町ビル2階	818-6602
片淵・長崎地域包括支援センター (片淵・長崎中学校区)	夫婦川町1-10リバーカップル1階	801-5188
大浦地域包括支援センター (大浦・梅香崎中学校区)	相生町1-17メゾンド田中202号	818-8311
江平・山里地域包括支援センター (山里中学校区)	本原町13-15本原ハイツ102号	841-7770
西浦上・三川地域包括支援センター (西浦上・三川中学校区)	花丘町20番3号 花東ビル1階	847-0151
緑が丘地域包括支援センター (緑が丘中学校区)	白鳥町3-28	847-3812
淵地域包括支援センター (淵中学校区)	城栄町19-7 1-Bツインズ城栄	814-0202
小江原・式見地域包括支援センター (小江原中学校区)	小江原3丁目22-8	848-1222
西部地域包括支援センター (丸尾・福田・西泊中学校区)	旭町8-23 ポナールビルディング103号	862-0119

長崎市地域包括支援センター (担当地区)	所在地	電話番号
長崎市岩屋地域包括支援センター (岩屋中学校区)	岩屋町23-13 富吉ビル	855-8000
長崎市滑石・横尾地域包括支援センター (滑石・横尾中学校区)	滑石3丁目5-34	814-7770
長崎市三重・外海地域包括支援センター (三重・外海・池島中学校区)	京泊2丁目4-37 プレジデント京泊1号室	860-1100
長崎市琴海地域包括支援センター (琴海中学校区)	琴海村松町704-14	801-2730
長崎市小島・茂木地域包括支援センター (小島・南・茂木・日吉中学校区)	田上2丁目2-7	820-8231
長崎市戸町・小ヶ倉地域包括支援センター (戸町・小ヶ倉中学校区)	上戸町2丁目9-8 1階・2階	879-7408
長崎市土井首地域包括支援センター (土井首中学校区)	江川町131番地102号	833-5454
長崎市深堀・香焼地域包括支援センター (深堀・香焼・伊王島・高島中学校区)	深堀町1丁目11-18	895-7007
長崎市南部地域包括支援センター (三和・野母崎中学校区)	布巻町111-1 三和地域センター3階	892-3124

高齢者虐待の相談・通報は、高齢者がお住まいの地域包括支援センター、または、市役所の下記連絡先へお願いします。

(養護者による虐待)

中央総合事務所 地域福祉課 ☎ 829-1429

東 総合事務所 地域福祉課 ☎ 813-9001

南 総合事務所 地域福祉課 ☎ 892-1113

北 総合事務所 地域福祉課 ☎ 814-3400

(養介護施設従事者等による虐待)

福祉総務課 ☎ 829-1161

高齢者虐待相談電話 ☎ 827-6499

夜間・休日は市役所代表電話(あじさいコール)へ
☎ 822-8888

長崎市高齢者虐待対応・支援マニュアル

長崎市では、高齢者虐待の早期発見・早期対応のため、マニュアルを作成しています。

ホームページに掲載していますので、疑わしい事例に遭遇した時や事業所内での研修の際にご活用ください。

(掲載先)

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/430000/434000/p031115.html>